補助対象住宅

いる方

りませんか。

たたかく見守る認知症サポーターにな

②市に納付すべき市税などを完納して

在住の方

①補助対象となる住宅を所有する市内

次の①②の要件を満たす方

認知症サポーター養成講座

認知症に関する基本的なことを学

認知症の方とその家族を地域であ

こと、

家族が認知症かもしれないと気

認定を受けるきっかけや介護で戸惑う 方同士で情報交換をしましょう。

認知症など高齢の方を介護してい

る

介護

ている経験者から話を聞くことができ

付いた時の対応など、

実際に介護をし

市では木造住宅の「耐震診断」

および

「耐震改修」に要する経費の一部を補

しています

災害に強いまちづくりを進めるため、

問合せ

都市計画課住宅・交通係内26

家族介護交流会

震に備え、

木造住宅の耐震化を図り、

いつ起こるかわからない首都直下地

〇耐震改修の場合…

経費の2分

0

直接地域包括支援センタ

5 5 5

(土・日曜日

祝日を除く午前9時~午後5時)

申込み・問合せ

事前に、

電話または ーあさひ

あゆみ

ターあさひ・地域包括支援センター

(限度額5万円)

(限度額50万円)

経費を補助します木造住宅の「耐震診断」「耐震改修」

交付額

○耐震診断の場合…経費の2分の

月31日以前に在来工法

(軸組工法)

持ち、

市内の木造住宅のうち、

昭和56年5

より建築された2階建て以下の一戸建

※そのほかの条件については問い合わ

せてくださ

て木造住宅

にサポー

を差、

日

共同処理について昭島市との可燃ごみの

1)を踏まえて、ごみ増量に対する措

合で、戸 との3市 平成28年 羽村市は、 可燃ごみの焼却を共同処理して 1町で構成する西多摩衛生組 青梅市、 昭島市から、 福生市、 瑞穂町 西多

の依頼がありました。 に加入し可燃ごみを共同処理したいと この依頼に対して、 構成市町では

ます。

説明会を4月19日に開催しました。

摩衛生組合の構成市町に対し、

同組合

西多摩衛生組合における調査結果 <u>~</u>

> の必要性、 ごみの共同処理について、 努めた上で、 めることを確認しました。 ね 慎重に構成市町間で協議(※2)を重 の財政負担の見通しなど、 構成市町では、 昭島市を加えた4市1 ごみ処理行政の広域化や連携 現有施設の有効活用、 市民への情報提供に

最終的な決定を行うこととしてい 羽村市では、 総合的な判断のもと、 市民を対象とした 前向きに進 多岐に渡り 町での可燃 将来 今

構成市町間での可燃ごみの 共同処理に関する検討結果 (概略)

次の8項目の理由から、昭島市が西 多摩衛生組合に加入し、西多摩衛生組 合構成市町と昭島市の4市1町による 可燃ごみの共同処理を契機に、共に社 会的役割を果たすことが将来のごみ行 政の円滑な運営に向け、最善の選択で あるとの統一見解に至りました。

- ①広域行政による合理化の推進
- ②周辺環境整備の促進
- ③地球温暖化対策の推進
- ④可燃ごみ焼却場の安定的かつ効率的 な稼働
- ⑤公害防止協定の規制値の遵守
- ⑥可燃ごみ焼却場の強靭化および防災 拠点化
- ⑦周辺住民の理解促進

⑧分賦金の軽減と住民福祉の向上

▲西多摩衛生組合

西多摩衛生組合における 調査結果(概略)

- ①施設の規模(年間処理量 108,800 t)による と、昭島市の可燃ごみ搬入後も公害防止協定 に基づいた1日最大2炉稼働による適正な焼 却処理が可能です。
- ②昭島市のごみ質データによると、施設で昭島 市のごみを焼却しても過去実績と比べて著し い燃焼の変化はなく、焼却に伴って発生する 有害物質の排出についても、協定規定値を遵
- ③ごみ搬入量の増加により、自家用発電量が増 加し、購入電力の削減が図れます。
- ④ごみ量が増加した場合でも、施設の管理運営 における安全性などの確保については、これ までと同様に施設の適正な操業を行うことが できます。

これらのことから、西多摩衛生組合に昭島市 の可燃ごみ年間約24,000 tを搬入した場合で も、施設の持つ性能が充分発揮でき、施設維持・ 運転管理上、特筆すべき問題はないとの調査結 果となりました。

結果について」の説明会→説明会資料

「可燃ごみの共同処理に関する検討

などでご覧いただけます。

検討してきた資料は、

市公式サイト

明会のお知らせ→説明会資料 処理に関する検討結果について」 合の施策・計画」→

「可燃ごみの共同

「西多摩衛生組合について」

組

問合せ

生活環境課生活環境係內222

ートネット訪問相談

対象家庭となります 次のすべてを満たす家庭が訪問相談の し、相談に応じる事業を行ってい こもりの問題を抱えている家庭を訪問 電話やメールでの相談に加え、 ます。 ひき

③6か月以上ひきこもり状態が続いて ②ひきこもりの本人の年齢が義務教育 ①ひきこもりの本人が都内在住 いる 終了後の15歳からおおむね34歳まで

本部青少年課費02 東京都青少年・ 児童青少年課児童青少年係 5 治安対策 3 8

問合せ

さい。

分 (受付け午後1時45分~)

三矢会館2階集会室

会

50人 (定員を満たさな 市内在住・ 在勤の方

当日受付可能) 65

持ち物 ヤラバン・ 筆記用具 地域包括支援センター -あさひ

羽村市・地域包括支援セン

きる範囲で応援してください。 する必要はありません。 講座を受けた後、 し上げます。 付き合い方を理解し、自分にで 7月7日出午後2時 ・ターの目印「オレンジリング」 何か特別なことを 正しい知識を 3 受講者 슷 日 定 る貴重な機会です。 第 時

場 催 (受付け午後1時15分~) 研修室 高齢の方を介護している家族 7月13日金午後1 おおむね10人 コミュニティセンター 時30分~

· 2 階

あさひ・地域包括支援セン 羽村市・地域包括支援セン (先着順)

申込み・問合せ ンター係例45へ直接高齢福祉介護課地域包括支援セ あゆみ

東京都ひきこもり

※訪問相談を希望する方は、 ※詳しくは「東京都ひきこもりサポー ※1人おおむね5回まで。 トネッ 青少年課へ問い合わせてください。 ウェブサイトをご覧くだ まず児童

詳しくは、市公式サイトをご覧いただくか、問い合わせてください

説